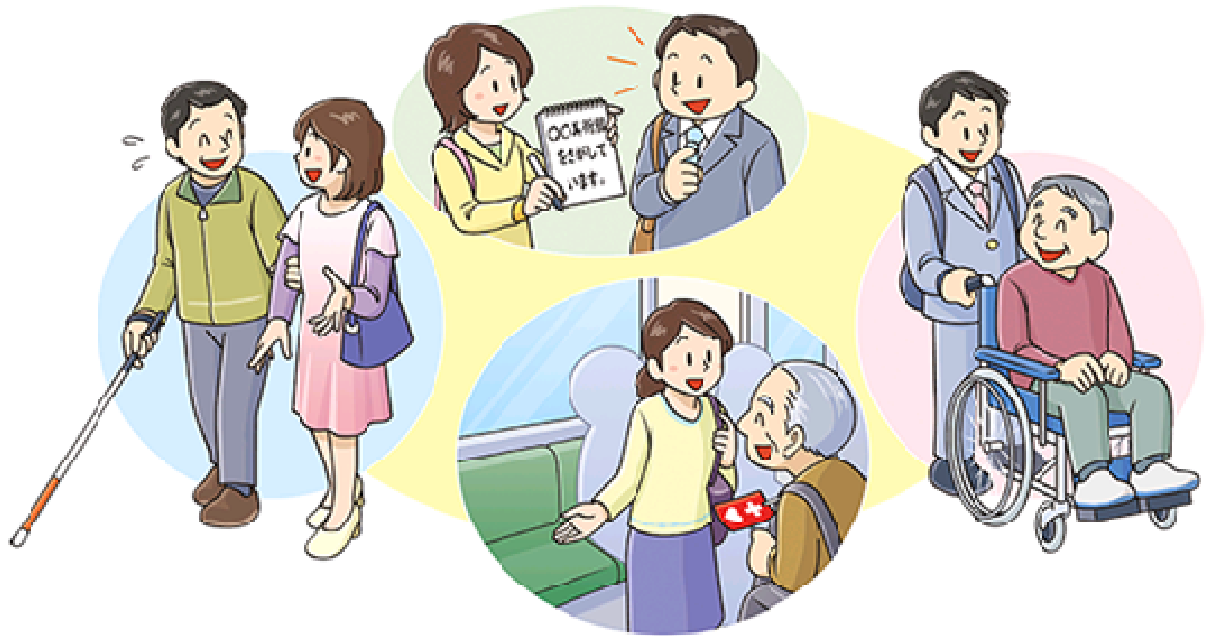


れ い わ ね ん ど ぼ ん
＜令和5年度版＞

し も だ し こ う れ い し ゃ し ょ う が い し ゃ じ ふ く し あ ん な い
下田市の高齢者・障害者(児)福祉サービスのご案内



し も だ し ふ く し じ む し ょ し も だ し し み ん ほ け ん か
下田市福祉事務所・下田市市民保健課

しんがた かんせんかくだいぼうし ごきぼう そ ばあい
※新型コロナウイルス感染拡大防止により、御希望に沿えない場合があります

目次

1 高齢者関係（介護保険以外のサービス）		
（1）	高齢者等給食サービス	3
（2）	生活管理指導ショートステイ	4
（3）	緊急通報装置の設置	4-5
（4）	高齢者生活用具（紙おむつ等）の購入費助成	5
（5）	在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給	5
（6）	高齢者等見守り事前登録事業	6
（7）	老人福祉センター	6
（8）	シルバー人材センター	6
（9）	ごみの特別在宅収集	7
（10）	老人クラブ活動	7
（11）	養護老人ホームへの入所	8
（12）	ボランティア活動	8
（13）	歯科衛生士による訪問口腔衛生指導	8
（14）	保健師・栄養士による健康相談	9
2 障害者(児)・難病患者等関係		
（1）	障害者手帳	10
（2）	障害福祉サービス	11-12
（3）	補装具費の支給	13
（4）	日常生活用具の給付	13
（5）	重度身体障害者等住宅改修費の助成	14
（6）	重度身体障害者等防災用具費の助成	14-15
（7）	医療費助成制度	15-16
（8）	重度心身障害者タクシー利用料金の助成	16-17
（9）	移動支援事業	17
（10）	日中一時支援事業	17
（11）	手話通訳の派遣	18
（12）	障害者(児)の手当	18-19
（13）	心身障害者扶養共済制度	19
（14）	相談支援事業	19
（15）	各種割引・減免制度	20
（16）	難病患者介護家族リフレッシュ事業	21
（17）	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	21
（18）	軽度・中等度難聴児補聴器の給付	21
（19）	療育支援事業	22
（20）	ヘルプマークの配布	22
（21）	NET 119緊急通報システム	22-23
（22）	関係団体	23-24
（23）	障害福祉サービス内容及び事業所一覧	25-33

1. 高齢者関係

(1) 高齢者等給食サービス

ひとり暮らしの高齢者等で日常生活の食事の準備が困難な方は、栄養バランスのとれた食事（夕食のみ）の提供を受けることができます。

【対象者】 市内に居住し次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 高齢者世帯に属する方
- ③ その他身体障害者等で市長が認めた方

【利用方法】 ① 利用申請書の提出（下田市福祉事務所まで）

- ② 市からの利用決定通知を受理
- ③ 決定通知を持参し、社会福祉協議会にて利用券の購入
- ④ 利用日の前日までに給食業者に注文
- ⑤ 弁当と引き換えに利用券を給食業者に渡す

【利用料金】 一食につき 500円

【問い合わせ先】 下田市福祉事務所 22-2216

下田市社会福祉協議会 22-3294

(2) 生活管理指導ショートステイ

ろうじん しゆくはく たんきかん ひつよう かいご う
老人ホームに宿泊して、短期間、必要な介護を受けることができます。

【 対 象 者 】

き そ てきせいかつしゅうかん けつじょ たいじんかんけい
基礎的生活習慣の欠如や対人関係がうまくいかないが
かいごにんてい がいとう こうれいしゃ かいごしゃ びょうき
介護認定の該当にならない高齢者や、介護者の病気・
じ こ かんこんそうさいとう かいご う こんなん
事故・冠婚葬祭等で介護を受けることが困難となった
こうれいしゃ
高齢者。

【こんなサービス】

ようごろうじん か も ろうじん はく か ていど
養護老人ホーム（賀茂老人ホーム）で2泊3日程度
しゆくはく かいご しょくじ にゅうよく た ひつよう かいご
宿泊して、介護・食事・入浴・その他必要な介護を
う
受けることができます。

【 問 い 合 わ せ 先 】

しもだしふくしじむしょ
下田市福祉事務所

22-2216

(3) 緊急通報装置の設置

ぐ こうれいしゃとう ふあん にちじょうせいかつ おく きんきゅうじたい きびん
ひとり暮らしの高齢者等が、不安のない日常生活を送るため、緊急事態に機敏な
たいおう きんきゅうつうほうそうち せっち
対応のできる緊急通報装置を設置します。

【 対 象 者 】

- かいごにんてい う む と
介護認定の有無は問いません
- ぐ こうれいしゃ ね こうれいしゃ およ
ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、及びこれらの
ひと こうれいしゃ せたい
人がいる高齢者のみの世帯

【こんなサービス】

でんわき きんきゅうつうほうそうち がたはっしんき かさいほうち
電話機に緊急通報装置（ペンダント型発信器・火災報知
き せっち きんきゅうじ お
器もセット）を設置することで、緊急時にブザーを押す
しょうぼうしょ れんらく
ことにより消防署に連絡がつきます。

【負担額等】

- 設置費は所得により一部負担あり
- 電話料金は自己負担、維持管理費は無料

【問い合わせ先】

下田市福祉事務所

22-2216

(4) 高齢者生活用具（紙おむつ等）の購入助成費

寝たきり高齢者を現に在宅で介護している介護者は、紙おむつ等の購入費について月額5,000円を上限として助成が受けられます。

【対象世帯】

要介護4以上（又はそれに相当すると認められる）高齢者を在宅で介護している住民税非課税世帯

【問い合わせ先】

下田市市民保健課

36-4146

（下田市地域包括支援センター）

(5) 在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給

寝たきりや、認知症の高齢者と生活を共にする介護者は、1ヶ月3,000円（住民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービスを利用していない重度要介護者を介護している者は5,000円）の手当を受けることができます。
（支給月は4月・8月・12月。訪問による現況調査の後、支給対象か否か決定）

【問い合わせ先】

下田市市民保健課

36-4146

（下田市地域包括支援センター）

こうれいしゃとうみまも　じぜんとうろくじぎょう
(6) 高齢者等見守り事前登録事業

にんちしょうとう　はいかい　ゆくえふめい　こうれいしゃとう　じぜん
認知症等により徘徊して行方不明になるおそれのある高齢者等について、事前に
じょうほう　ちいきほうかつ　とうろく　ゆくえふめい　そな　とうろくじょうほう
情報を地域包括センターに登録していただき、行方不明に備えます。登録情報は、
かんかつけいさつしょ　ちいきほうかつしえん　きょうゆう
管轄警察署と地域包括支援センターで共有します。

と　あ　さき　し　も　だ　し　し　み　ん　ほ　け　ん　か
【問い合わせ先】　下田市市民保健課　36－4146
し　も　だ　し　ち　い　き　ほ　う　か　つ　し　え　ん
(下田市地域包括支援センター)

ろうじん　ふくし
(7) 老人福祉センター

し　な　い　こうれいしゃ　しょうがいしゃおよ　かいごしゃ　にゅうよく　けつあつそくてい　りょうとう　ろうじんふくし
市内の高齢者や障害者及びその介護者は、入浴・血圧測定の利用等、老人福祉
むりょう　りょう
センターを無料で利用できます。

と　あ　さき　し　も　だ　し　し　や　か　い　ふ　く　し　き　ょう　ぎ　かい
【問い合わせ先】　下田市社会福祉協議会　22－3294
し　も　だ　し　ふ　く　し　じ　む　し　ょ
下田市福祉事務所　22－2216

じんざい
(8) シルバー人材センター

さいいじょう　かた　けんこう　はたら　いよく　かた　かいいん　はたら
おおむね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方が、会員となって働くことが
ねんかいひ　えん
できます。(年会費2,000円)

と　あ　さき　し　も　だ　し　じんざい
【問い合わせ先】　下田市シルバー人材センター　22－4222

とくべつざいたくしゅうしゅう
(9) ごみの特別在宅収集

ひとり暮らしの高齢者等で、ごみをゴミステーションまで出すことが困難な方は
清掃センター職員によるごみの在宅収集を受けることができます。

【対象者】

● ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方で

ごみを排出することが困難な方（世帯）

● 身体障害者等でごみを排出することが困難な方（世帯）

【こんなサービス】

清掃職員が自宅までお伺いし（月2回）、ごみを
収集します

旧町内・朝日地区（第1・第3水曜日）

白浜・浜崎・稲生沢・稲梓地区（第2・第4水曜日）

【利用料等】

無料

【問い合わせ先】

下田市福祉事務所

22-2216

下田市環境対策課 清掃センター

22-6686

ろうじん かっどう
(10) 老人クラブ活動

おおむね60歳以上の方々が加入し、生きがいづくり・健康づくり・社会参加活動
をしています。演芸大会・陶芸教室・ゲートボール大会・輪投げ大会・幼児との交流・
世代間の交流等を実施しています。積極的に参加してください。

【問い合わせ先】

下田市社会福祉協議会

22-3294

(11) 養護老人ホームへの入所

いろいろな事情により家庭で生活できない高齢者は、福祉事務所の措置により老人ホームに入所することができます。

【対象者】 おおむね65歳以上の高齢者で、経済的理由や、環境上の事情等により家庭での生活が困難な方

【費用負担】 入所者本人の収入およびその扶養義務者の住民税、所得税額等に応じて費用負担があります。

【問い合わせ先】 下田市福祉事務所 22-2216

(12) ボランティア活動

年齢・分野を問わずボランティア活動に参加していただける方を募集しています。

【問い合わせ先】 下田市社会福祉協議会 22-3294

(13) 歯科衛生士による訪問口腔衛生指導

自力で外出困難な方を対象に、口腔内の健康チェックを実施し、口腔ケアや口腔状態に関する相談を行います。

【費用負担】 無料

【問い合わせ先】 下田市市民保健課 (健康づくり係) 22-2217

(14) 保健師・栄養士による健康相談

事前予約制で、健康相談を実施しています。

※ 内容：血圧測定・尿検査・その他健康相談 等

【費用負担】 無料

【問い合わせ先】 下田市市民保健課

(健康づくり係)

22-2217

2. 障害者(児)・難病患者等関係

(1) 障害者手帳

(ア) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害を持つ方が各種福祉サービスや援助を受けるために必要です。また、税の減免・鉄道運賃の割引等の制度も利用できます。

身体障害者の範囲は、視覚障害・聴覚又は平衡機能障害・音声言語又はそしゃく機能障害・肢体不自由・内部障害に分かれ、障害の程度により1級から6級に区分されます。

申請には、指定された医師の意見書・写真（縦4cm X 横3cm）・マイナンバー等が必要です。

(イ) 療育手帳

療育手帳は、知的障害を持つ方が療育の相談や指導・各種援助を受けやすくするために必要です。また、税の減免・鉄道運賃割引等の制度にも利用できます。

障害の程度により、A（重度）とB（その他）に区分されます。

申請には、写真（縦4cm X 横3cm）が必要です。

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の状態にある方が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするために必要です。また、税の減免・鉄道運賃（伊豆急行線は割引対象外）の制度も利用できます。

障害の程度により1級から3級に区分されます。

申請には、医師の診断書（手帳用）又は年金証書・マイナンバー等が必要です。

【問い合わせ先】

下田市福祉事務所

22-2216

(2) 障害福祉サービス

しょうがい かたまた なんびょうしっかん かた ひつよう りよう
障害のある方又は難病疾患のある方が必要とするサービスが利用できます。
りよう さい じぜん りようしゃ しんしん じょうたい かくにん しょうがいし えんくぶん にんてい う
利用に際し、事前に利用者の心身の状態を確認する「障害支援区分認定」を受ける
ひつよう
必要があります。

りよう げんそく ひよう わりそうとうぶん じ こ ふたん
サービス利用について、原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます
りよう ふたん がく じょうげん がく さだ じゅうみんぜい ひ か ぜ い せ たい
(利用負担額の上限額が定められています)。ただし、住民税が非課税の世帯におい
むりよう
ては無料となります。

かい ごきゅうふ <介護給付>

きょたくかいご どうこうしえん りょうようかいご せいかつかいご たんきにゅうしょ しせつにゅうしょとう
居宅介護・同行支援・療養介護・生活介護・短期入所・施設入所等

くんれんとうきゅうふ <訓練等給付>

じりつくれん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた きょうどうせいかつえんじょとう
自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・共同生活援助等

しょうがい じ つうしょしえん <障害児通所支援>

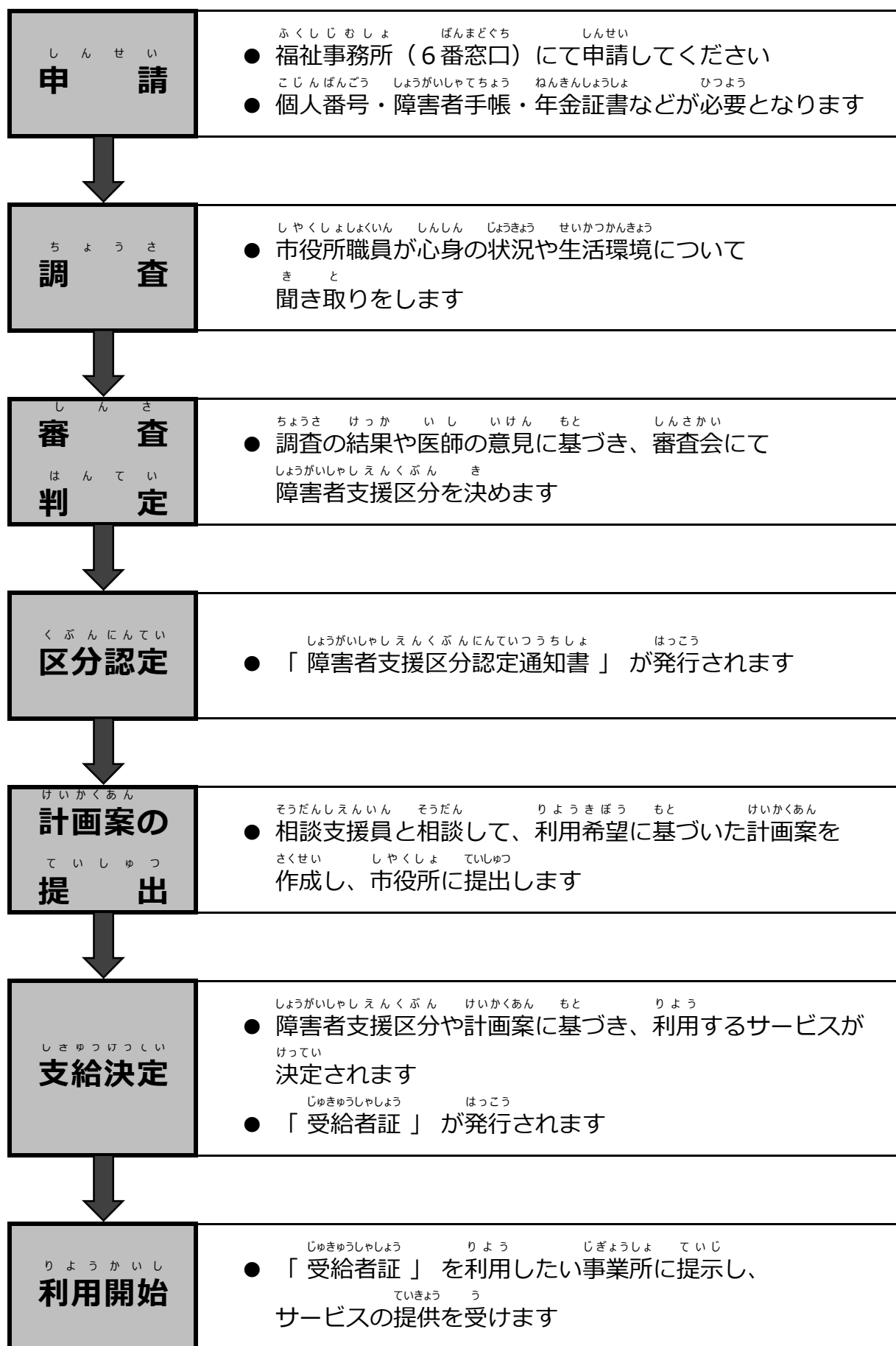
じどうはったつしえん ほうかご とう
児童発達支援・放課後デイサービス等

しょうさい いこう らん
※ 詳細については、P25以降をご覧ください

と あ さき しもだしふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

22-2216

<< サービス利用までの流れ >>



(3) 補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方又は難病疾患のある方が身体上の障害を補うための補装具（装具・車椅子・補聴器等）を購入又は修理する場合、その費用を助成します。事前に申請してください。

原則として費用の1割相当分を負担していただきます（利用者負担額の上限が定められています）。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

本人又は世帯員のうち住民税の所得割の額が46万円以上の場合は、公費負担の対象となりません。

【問い合わせ先】

下田市福祉事務所

22-2216

(4) 日常生活用具の給付

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている重度の障害のある在宅の方又は難病疾患のある在宅の方が日常生活を営むために必要な日常生活用具（特殊寝台・吸引器・入浴補助用具等）を購入する場合、その費用を助成します。購入前に申請してください。

原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます（利用者負担の上限が定められています）。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

本人又は世帯員のうち住民税の所得割の額が46万円以上の場合は、公費負担の対象となりません。

【問い合わせ先】

下田市福祉事務所

22-2216

じゅうどしんたいしょうがいしゃとうじゅうたくかいしゅうひ じよせい
(5) 重度身体障害者等住宅改修費の助成

か し たいかんきの うまた にゅうようじき いぜん ひ しんこうせい のうびょうへん うんどうきの うしょうがい い どう
下肢・体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動
きの うしょうがい かぎ がくれい じ いじょう かた きゅういじょう とくしゅべん き とり か
機能障害に限る）のある学齢児以上の方であって、3級以上（特殊便器への取替え
じょうししょうがい きゅういじょう も し かくしょうがい きゅういじょう しんたいしょうがいしゃてちょう こう ふ
については上肢障害2級以上）若しくは視覚障害2級以上の身体障害者手帳の交付
う ざいたく かたまた どうていど しょうがい ゆう なんびょうしっかん ざいたく かた にちじょうせいかつ
を受けている在宅の方又は同程度の障害を有する難病疾患のある在宅の方が日常生活
いとな て とりつ だん さ かいしょうとうじゅうたく かいしゅう ばあい ひょう じよせい
を営むために手すりの取付け・段差の解消等住宅を改修する場合、その費用を助成
げんどがく まんえん げんそく せたい かい こうじ かいし まえ しんせい
します（限度額20万円、原則として1世帯1回のみ）。工事を開始する前に申請
しんちく たいしょう
をしてください。新築は対象となりません。
げんそく ひょう わりそうとうぶん じ こ ふたん じゅうみんぜい
原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます。ただし、住民税が
ひ か ぜい せたい むりょう
非課税の世帯においては無料となります。

と あ さき し も だ し ふ く し じ む し ょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所 22-2216

じゅうどしんたいしょうがいしゃとうぼうさいようぐひ じよせい
(6) 重度身体障害者等防災用具費の助成

かいご ようぼうご こうにゅうひ じよせい
(ア) 介護ベッド用防護フレーム購入費の助成

しょうわ ねん がつ にちい ぜん けんちく もくぞうじゅうたくまた どうじつ こうじちゅう
昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅又は同日において工事中であった
もくぞうじゅうたく たいしんひょうてん みまん じゅうたく きよじゅう ね じゅうど しょうがいとう
木造住宅で、耐震評点が1.0未満の住宅に居住する寝たきりの重度の障害等のある
かた かいご ようぼうご こうにゅう ばあい きじゅんがく えん
方のために介護ベッド用防護フレームを購入する場合（基準額82,000円）、
ひょう じよせい こうにゅうまえ しんせい
その費用を助成します。購入前に申請してください。
げんそく ひょう わりそうとうぶん じ こ ふたん じゅうみんぜい
原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます。ただし、住民税が
ひ か ぜい せたい むりょう
非課税の世帯においては無料となります。

はつどうはつでんき じんこうこきゅうきようが いぶ こうにゅうひ じよせい
(イ) 発動発電機・人工呼吸器用外部バッテリー購入費の助成

ざいたく じんこうこきゅうき しょう きんいしゅくせいそくさくこうかしょう かんじゃとう かた
在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の方のため
はつどうはつでんき じんこうこきゅうきようが いぶ こうにゅう ばあい ひょう じよせい
に発動発電機・人工呼吸器用外部バッテリーを購入する場合、その費用を助成しま
きじゅんがくいっしき まんえん こうにゅうまえ しんせい
す（基準額一式20万円）。購入前に申請してください。

原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます。ただし、住民税が
非課税の世帯においては無料となります。

【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

22-2216

(7) 医療費助成制度

(ア) 重度障害者(児)医療費の助成

身体障害者1級・2級、内部障害3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級、
又は精神障害者保健福祉手帳1級の重度の障害のある方が健康保険で認められた
診療を受けた場合、医療費の自己負担分（一医療機関1月あたり500円を控除
した額）を助成する制度です。（所得制限あり）
他の医療給付制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費・附加給付金
等として支給される金額は除きます。
事前に診療を受ける際に必要な「重度障害者(児)医療費助成金受給者証」の
交付申請が必要です。

(イ) 障害者医療費（更生医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が、身体の障害を軽減・改善し
日常生活を容易にするための手術や治療（心臓手術・角膜手術・関節形成術・
血液透析療法 等）を指定された医療機関で受けるとき、医療費の一部を助成する
制度です。
原則として医療費の1割相当分を自己負担していただきます。ただし、世帯の
所得に応じて自己負担額の上限額が定められています。

しょうがいしゃいりようひ いくせいりよう きゅうふ
(ウ) 障害者医療費（育成医療）の給付

さいみん しんたい しょうがい じどうまた ほうち しょうらいしょうがい のこ
1 8 歳未満の身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと
みと しかん じどう しんたいしょうがい じょきょ けいげん しゅじゅつとう ちりよう
認められる疾患がある児童で、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療に
かくじつ こうか きたい かた してい いりようきかん しゅじゅつ ちりよう う
よって確実に効果が期待できる方が、指定された医療機関で手術や治療を受ける
いりようひ いちぶ じよせい せいど
とき、医療費の一部を助成する制度です。

げんそく いりようひ わりそうとうぶん じ こ ふたん せたい
原則として医療費の 1 割相当分を自己負担していただきます。ただし、世帯の
しょとく おう りようふたんがく じょうげんがく さだ
所得に応じて利用負担額の上限額が定められています。

しょうがいしゃいりようひ りようようか いご じよせい
(エ) 障害者医療費（療養介護）の助成

つね いりようてき かいご ひつよう しょうがいしゃ びょういん きのうくんれん りようようじよう かんり
常に医療的ケアや介護を必要とする障害者が、病院で機能訓練・療養上の管理・
かんご いがくてきかんりか かいごおよ にちじょうせいかつじよう せ わ う さい いりようひ
看護・医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を受けた際、その医療費
いちぶ じよせい
の一部を助成します。

こじんふたん きんがく いりようひ わり ふたんじょうげんがく せたい しょとく おう けつてい
個人負担の金額は、医療費の 1 割と負担上限額（世帯の所得に応じて決定）を
ひかく すく ほう がく
比較して少ない方の額となります。

せいしんしょうがいしゃにゅういん いりようひ じよせい
(オ) 精神障害者入院医療費の助成

にん いにゅういんまた いりよう ほ ご にゅういん せいしんしょうがい かた ほか いりようひ せいど がいとうしゃ
任意入院又は医療保護入院をしている精神障害の方（他の医療費制度の該当者を
のぞ にゅういんきかん けいぞく かげつ こ ばあい げつがく まんえん じょうげん じよせい
除く）が、入院期間が継続して 3 ヶ月を超えた場合、月額 1 万円を上限に助成
します。

と あ さき しもだしふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

22-2216

じゅうどしんしんしょうがいしゃ りようりょうきん じよせい
(8) 重度心身障害者タクシー利用料金の助成

しんたいしょうがいしゃてちよう こうふ う きゅう きゅう がいとう しんたいじょう しょうがい かた りょういく
身体障害者手帳の交付を受け 1 級・2 級に該当する身体上の障害のある方、療育
てちよう てちよう こうふ う かた また せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう こうふ う きゅう
手帳 A の手帳の交付を受けている方、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け 1 級・
きゅう がいとう せいしんじょう しょうがい かた ざいたく ばあい じょうしゃ
2 級に該当する精神上の障害がある方でいずれも在宅である場合、タクシー 1 乗車に

はつの うんちん ちゅうぶうん ゆきよちよう さだ い ず ち く きよりせいうんちん かか はつの うんちん
つき初乗り運賃（中部運輸局長が定める伊豆地区の距離制運賃に係る初乗り運賃の
じょうげんうんちん そうとうがく りようけん まい こうふ
上限運賃をいう）相当額の利用券24枚を交付します。
じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい げんめん う かた のぞ
ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

と あ さき しもだし ふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所 22-2216

い どう し え ん じ ぎ ょ う (9) 移動支援事業

しんたいしょうがいしゃてちよう りよういくてちよう も せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう こうふ う かた
身体障害者手帳・療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、
また なんびょうしゃかん かた おくがい い どう ごんなん かた たい しゃかいせいかつじょうひつようふ か け つ がいしゅつ
又は難病疾患のある方で屋外の移動が困難な方に対し、社会生活上必要不可欠な外出
じ また よ か かつどうとう しゃかいさん か がいしゅつじ し え ん おこな えいぎょうかつどうとう
時又は余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行います。ただし、営業活動等
けいざいかつどう かか がいしゅつ しゃかいつうねんじょうてきとう がいしゅつとう のぞ
の経済活動に係る外出や社会通念上適当でない外出等は除きます。
りようしゃふたん いどうじかんとう ふたながく こと じゅうみんぜい ひ か ぜ い せたい
利用者負担は、移動時間等により負担額が異なりますが、住民税が非課税の世帯に
わりよう だいとういちぶ じ こ ふたん
おいては無料となります。（ガソリン代等一部自己負担があります）

と あ さき しもだし ふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所 22-2216

に っ ち ゅ う い ち じ し え ん じ ぎ ょ う (10) 日中一時支援事業

しんたいしょうがいしゃてちよう りよういくてちよう も せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう こうふ う
身体障害者手帳・療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
ざいたく かたまた なんびょうしゃかん ざいたく かた に っ ち ゅ う か ん ご かた
在宅の方又は難病疾患のある在宅の方で、日中において監護する方がいないため
いちじてき みまも とう し え ん ひつよう みと ば あ い かた に っ ち ゅ う かつどう
一時的に見守り等の支援が必要であると認められた場合、その方の日中における活動
ば か く ほ にちじょうてき く ね ん おこな か い ご か ぞ く いちじてき きゅうそく
の場を確保し、日常的な訓練を行うとともに、介護している家族の一時的な休息を
ていきよう
提供します。
りようしゃふたん りようじかんとう ふたながく こと じゅうみんぜい ひ か ぜ い
利用者負担は、利用時間等により負担額が異なります。ただし、住民税が非課税の
せたい わりよう
世帯においては無料となります。

と あ さき しもだし ふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所 22-2216

(11) 手話通訳者の派遣

聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方が
医療機関への受診・講演会への参加・各種手続きなどコミュニケーションが必要な
ときに、無料で手話通訳者を派遣します。

* 事前申請が必要です。ただし、通訳者の都合等により派遣できない場合もあります。

【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

22-2216

(12) 障害者(児)の手当

(ア) 特別障害者手当の支給

重複する重度の障害の状態にあるために、日常生活において常時特別な介護を
必要とする20歳以上の在宅の方に支給します。(所得制限があります)

月 額・・・27,980円

(令和5年4月現在)

(イ) 障害児福祉手当の支給

重度の障害の状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする
20歳未満の在宅の方に支給します。(所得制限があります)

月 額・・・15,220円

(令和5年4月現在)

(ウ) 特別児童扶養手当の支給

身体・知的若しくは精神に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を
養育している方に支給します。(所得制限があります)

げつがく
月 額 . . . 1 級 : 53,700円
きゅう
2 級 : 35,760円

れいわ ねん がつげんざい
(令和5年4月現在)
れいわ ねん がつげんざい
(令和5年4月現在)

と あ さき
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

22-2216

しんしんしょうがいしゃふ ようきようさいせいど (13) 心身障害者扶養共済制度

しょうがいしゃ ほごしゃ せいぞんちゅうまいつきいってい かけきん おさ ほごしゃ しぼう
障害者の保護者がその生存中毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡
また じゅうどしょうがい のこ しょうがいしゃ しゅうしんいってい ねんきん きほんげつがく まんえん
又は重度障害になったとき、残された障害者に終身一定の年金（基本月額2万円）が
しきゅう のうふ かけきん ぶん そうとうがく じよせい
支給されます。また、納付した掛金の2分の1相当額を助成します。

と あ さき
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

22-2216

そうだんし えんじぎょう (14) 相談支援事業

しょうがい かた しょうがい かた かいご かた そうだん せんもんいん むりょう たいおう
障害のある方や障害のある方を介護する方の相談に専門員が無料で対応します。

じぎょうしよいちらんさんしょう
* 事業所一覧参照

かくしゅわりびき げんめんせいど
(15) 各種割引・減免制度

しょうがいしゃてちょう こうふ う かたまた かいごしゃ かくしゅわりびきせいど う
障害者手帳の交付を受けている方又はその介護者は、各種割引制度を受けることが
しょうがい しゅべつ わりびきせいど う ばあい
できます。なお、障害の種別により割引制度を受けることができない場合もあります。

とううんちん わりびきりつ
(ア) J R 等 運 賃 . . . 割引率：50%
しょうがい ていど くべつ
障害の程度により区別あり

けんない わりびきりつ ていき
(イ) 県 内 バ ス . . . 割引率：50% (定期30%)
しょうがい ていど くべつ
障害の程度により区別あり

こうくう こくないせん わりびきりつ ろせん こと
(ウ) 航 空 (国内線) . . . 割引率：路線により異なる
しょうがい ていど くべつ
障害の程度により区別あり

わりびきりつ りょうきん
(エ) タ ク シ ー . . . 割引率：メーター料金の10%
てちょう しゅべつ りょうせいげん
手帳の種別により利用制限あり

ふね わりびきりつ
(オ) 船 . . . 割引率：50%
しょうがい ていど くべつ
障害の程度により区別あり

ほうそうじゅしんりょう ぜんがくめんじょ はんがくめんじょ
(カ) N H K . . . 放送受信料の全額免除・半額免除
しょうがい ていど およ しょとく くべつ
障害の程度及び所得により区別あり

ゆうりょうどうろ わりびきりつ
(キ) 有 料 道 路 . . . 割引率：50%
しょうがいしゃほんにん うんてん ばあい およ じゅうどうしょうがいしゃ じょうしゃ
障害者本人が運転する場合及び重度障害者が乗車して
にちじょうてき かいご かた うんてん ばあい
日常的に介護する方が運転する場合

けいたいでんわ けいたいでんわきほんしりょうとう わりびき
(ク) 携 帯 電 話 . . . 携帯電話基本使用料等が割引

かくしゅしせつ しせつりょうりょうきんとう げんめん
(ケ) 各 種 施 設 . . . 施設利用料金等の減免

ぜい い き ん しょとくぜい じゅうみんぜい じどうしゃぜい じどうしゃしゅとくぜい けいじどうしゃぜい
(コ) 税 金 . . . 所得税・住民税・自動車税・自動車取得税・軽自動車税・
じぎょうぜい ぞうよぜい そうぞくぜい
事業税・贈与税・相続税

じぎょう

ざいたく　じんこうこきゅうき　じょう　かた　きかんせっかい　ひんかい　きゅういん　ひつよう　かたまた　がっこう
 在宅で人工呼吸器を使用している方、気管切開で頻回に吸引が必要な方又は学校へ
 とうげこうおよ　ざいこうじ　いりようてき　ひつよう　なんびょうかんじゃとう　かいご　かぞく　かた
 の登下校及び在校時に医療的ケアを必要とする難病患者等を介護する家族の方に、
 たいざいがた　ほうもんかんご　う　ひょう　いちぶ　じよせい
 滞在型の訪問看護を受けるための費用の一部を助成します。
 じ　こ　ふたんがく　ほうもんじかん　おう　がく　さだ
 自己負担額は、訪問時間に応じた額が定められています。

と あ さき しもだしふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

$$22 - 2216$$

しょうにまんせいとくていしっぺいじにちじょうせいかつようぐきゅうふ

しょうにまんせいとくていしつぺいちりょうけんきゅうじぎょう　たいしょう　ざいたく　しょうにまんせいとくていしつぺい　じ
小児慢性特定疾病治療研究事業の対象となっている在宅の小児慢性特定疾病児に
たい　にちじょうせいかつようぐ　べんき　とくしゅ　とう　しゅもく　こうにゆう　ばあい　ひょう
対し、日常生活用具（便器・特殊マット等18種目）を購入する場合、その費用を
じょせい　こうにゆうまえ　しんせい
助成します。購入前に申請してください。
じ　こ　ふた　ん　が　く　せ　たい　しょ　と　く　おう　が　く　さ　だ
自己負担額は、世帯の所得に応じた額が定められています。

と あ さき しもだしふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

2 2 - 2 2 1 6

け い ど ちゅうとうどなんちようじほちようき きゅうふ

りょうみみ ちょうりよく いじょう したんたいしょうがいしてちょう こうふたいしょう

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない

さいみまん かた してい う いし ほちょうき ひつよう しんだん かた

18歳未満の方であって、指定を受けた医師により補聴器が必要と診断された方が

ほちょうき こうにゆう ばあい ひよう じょうせい こうにゆうまえ しんせい

補聴器を購入する場合、その費用を助成します。購入前に申請してください。

じ こ ふたんがく げんそく ひよう じ こ ふたん ほ ご しゃ

自己負担額は、原則として費用の1/3を自己負担していただきます。保護者の

じゅうみんぜい しょとくわり まんえんいじょう ばあい こうひふたん たいしょう

住民税の所得割が46万円以上の場合は、公費負担の対象となりません。

と あ さき しもだしふくしじむしょ
【問い合わせ先】 下田市福祉事務所

$$22 - 2216$$

(19) 療育支援事業

市内にお住まいで、成長がゆっくりで心配のあるお子さん及びその家族を対象として、通所や訪問で療育支援（指導・訓練等）を実施するとともに、保護者の交流の場を提供し、対象家族の福祉増進を図ることを目的としています。
利用の希望、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】	下田市福祉事務所	22-2216
	伊豆つくし学園	28-0106

(20) ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。

静岡県においてもヘルプマークが導入され、県内各市町で必要な方に配布しています。障害の種別・等級・病名等、手帳の取得の有無による条件はありません。

【問い合わせ先】	下田市福祉事務所	22-2216
----------	----------	---------

(21) NET119緊急通報システム

聴覚障害者・言語機能障害者の方が、携帯電話やスマートフォンでの入力操作により、消防本部（NET119）への緊急時の通報が可能となります。
使用するためには、事前登録が必要です。

と あ さき
【問い合わせ先】

し も だ ししょうぼうほん ぶ
下田市消防本部

2 2 - 1 8 5 9

し も だ し ふくしじ むしよ
下田市福祉事務所

2 2 - 2 2 1 6

かんけいだんたい (22) 関係団体

し も だ ししんたいしょうがいしゃふくし かい りやくしやう し も だ ししんしょうふくし かい ● 下田市身体障害者福祉会（略称：下田市身障福祉会）

しんたい しょうがい かた な か ま ぶん かぎやうじ
身体にさまざまな障害をもった方が仲間をつくり、スポーツや文化行事を
なや こま たが たす あ しゃかいさん か
とおして、悩みや困りごとをお互いに助け合いながら、社会参加をしていく
もくてき しょうがいしゃ しんぼくだんたい
ことを目的とする障害者の親睦団体です。

か つ どう な い よう
[活 動 内 容]

そうかい やくいんかい
総会，役員会

たいかい たつきゅう
スポーツ大会：グラウンドゴルフ・卓球・
フライングディスク 等

ぶん か か つ どう ぶん かさくひんてん げいじゆつさい ひろば とう
文 化 活 動：文化作品展・芸術祭・うたの広場 等

けんしゅう か つ どう かいいんけんしゅうかい りょこう
研 修 活 動：会員研修会（バス旅行）・
しょうがいしゃぼうさいけんしゅうかい とう
障害者防災研修会 等

い どうとう こうつうひ かい ふ た ん
※ 移動等の交通費は会が負担します。

ね ん か い ひ
[年 会 費]

えん
1,000円

と あ さき
【問い合わせ先】

さとみ こ
里見 たか子

2 2 - 3 9 3 5

ごとう みずよし
後藤 瑞義

2 8 - 1 1 3 4

かつむら かずひこ
勝村 和彦

2 2 - 6 1 2 6

し も だ し て い く せ い か い
● 下田市手をつなぐ育成会

ち て き し ょ う が い か た お や か い し ょ う が い か た せ い か つ ち い き
知的障害のある方をもつ親の会として、障害のある方が生活しやすい地域
し ゃ か い め ざ か つ ど う
社会を目指し活動しています。

か つ ど う な い よ う そ う か い り じ か い お や こ
[活 動 内 容] 総会, 理事会, 親子レクリエーション
ぜ ん こ く し ゅ お か け ん と う ぶ ち く て い く せ い か い さ ん か と う
全国・静岡県・東部地区手をつなぐ育成会への参加 等

ね ん か い ひ え ん
[年 会 費] 3,600円

と あ さ き し ん じ の ぶ ゆ き
[問 い 合 わ せ 先] 進 士 信 行 22-4754

 か い
● あしたば会

せ い し ん し ょ う が い し ゃ か ぞ く か い せ い し ん し ょ う が い し ゃ か た せ い か つ
精神障害者の家族会として、精神障害者の方が生活しやすくなるように、
ぎ ょ う せ い せ い ど じ ゅ う じ つ は た ら せ い ど び ょ う き べ ん き ょ う
行政に制度の充実を働きかけたり、制度や病気についての勉強をしたり、
し ょ う が い も か ぞ く せ っ な か ふ あ ん ぐ ち い あ た の
障害を持つ家族と接する中での不安や愚痴を言い合ったり、楽しくリフレッシュ
 か つ ど う
したりとさまざまな活動をしています。

か つ ど う な い よ う そ う か い や く い ん か い
[活 動 内 容] 総会, 役員会
ぜ ん こ く せ い し ん ほ けん ふ く し れ ん ご う か い か い か い ぎ
全国精神保健福祉連合会（もくせい会）, 会議,
けん し ゅ う か い さ ん か か ぞ く こ う え ん か い し せ つ けん が く
研修会への参加, 家族のつどい, 講演会, 施設見学,
こ う ほ う し は つ こ う て い れ い か い と う
広報誌発行, 定例会 等

ね ん か い ひ え ん
[年 会 費] 3,000円

と あ さ き さ ぎ ょ う じ ょ
[問 い 合 わ せ 先] あ し た ば 作 業 所 62-5120

や ぎ し ま さ あ き
矢 岸 正 明 55-0107

(23) 障害福祉サービス内容及び事業所一覧

そうだん (ア) 相談したい！	
ふくし りょうとう そうだん 福祉サービス利用等の相談	りょう とき てつだ サービスを利用する時のお手伝いをします。
じたく う (イ) 自宅でサービスを受けたい！	
きょたくかいご 居宅介護 じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	す いえ にゅうよく はい しょくじ ちょうり せんたく そうじ お住まいの家で入浴や排せつ、食事や調理、洗濯や掃除などの かじ つういんとう てつだ じゅうど しょうがい つね かいじょ ひつよう 家事や通院等のお手伝いをします。重度の障害で常に介助を必要 かた たいしょう じゅうどほうもんかいご とする方を対象とした、重度訪問介護もあります。
で (ウ) 出かけたい！	
どうこうえんご 同行援護 こうどうしえん 行動支援 いどうしえん 移動支援	どうこうえんご しかくしょうがい かた がいしゅつ とき ひつよう えんじょ おこな 同行援護は視覚障害の方が外出する時に必要な援助を行います。 しかくしょうがい かたがい せいかつじょひつよう ようむ しゃかいさんか 視覚障害の方以外にも、生活上必要な用務や社会参加のための がいしゅつ しえん おこな 外出についての支援を行います。
かよ (エ) 通いたい！	
せいかつしえん 生活支援 しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型 ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	にっちゅう かよ かつどう こうりゅう きかい ていきょう 日中に通い、さまざまな活動や交流をする機会を提供したり、 ひつよう くんれん おこな 必要な訓練を行うこともあります。
にっちゅう いちじしえん 日中一時支援	にっちゅう かんご もの しょうがいしゃ じ にっちゅう ば ていきょう 日中において監護する者がいない障害者(児)の日中の場を提供し かいご かぞく いちじてき きゅうそくとう さい しえん おこな たり、介護している家族の一時的な休息等の際の支援を行います。
と く (オ) 泊まりたい！・暮らしたい！	
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	おも やかん しせつ せいかつめん しえん う せいかつ 主に夜間、施設で生活面の支援を受けながら生活ができます。
たんきにゅうしょ 短期入所	じたく かいご かた じじょうとう たんきかんにゅうしょ しせつ ひつよう 自宅で介護されている方の事情等で、短期間入所し、施設で必要 しえん おこな な支援を行います。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ にちじょうせいかつじょう えんじょ そうだん 夜間や休日に、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助や相談 おこな を行います。

●下田市 事業所一覧

し ぎ ょう し ょ め い 事 業 所 名	し ゅ う し ょ 住 所	で ん わ ぼ ん ご う 電話番号
そうだんし えんじぎょうし ょ 相談支援事業所すまいる ふく い ず かい 〔（福）伊豆つくし会〕	〒413-0713 し も だ し か ぞ う の 下田市加増野 375-1	(0558) 28 - 0106
そうだんし つ すぎのご相談室 ふく ふい かい 〔（福）覆育会〕	〒413-0711 し も だ し あ い た ま 下田市相玉 115	(0558) 28 - 0557
しょうがいしゃし ゅ う ぎ ょ う せいかつし え ん 障害者就業・生活支援センター わ ふく ふい かい 〔（福）覆育会〕	〒415-0035 し も だ し ひ が し ほ ん ご う 下田市東本郷 1-7-21	(0558) 22 - 5715
し も だ し し ゃ かい ふく し き ょ う ぎ かい 下田市社会福祉協議会 ふく し も だ し し ゃ かい ふく し き ょ う ぎ かい 〔（福）下田市社会福祉協議会〕	〒415-0024 し も だ し よ ん ち ょ う め 下田市四丁目 1-1	(0558) 22 - 3294
が し し も だ ケアセンターうばめ楯下田 ふく し め ん え い かい 〔（福）春栄会〕	〒415-0035 し も だ し ひ が し ほ ん ご う 下田市東本郷 2-6-2	(0558) 27 - 2277
い ず が く え ん 伊豆つくし学園 ふく い ず かい 〔（福）伊豆つくし会〕	〒413-0713 し も だ し か ぞ う の 下田市加増野 375-1	(0558) 28 - 0106
さ き ょ う し ょ すぎのご作業所 ふく ふい かい 〔（福）覆育会〕	〒413-0713 し も だ し か ぞ う の 下田市加増野 376-4	(0558) 28 - 0123
ワークあおぞら ふく い ず かい 〔（福）伊豆つくし会〕	〒413-0715 し も だ し う ど が ね 下田市宇土金 209-1	(0558) 28 - 0905
ぎ ん す ず に し な か デイサービス銀の鈴西中 ゆう ぎ ん す ず 〔（有）銀の鈴〕	〒415-0018 し も だ し に し な か 下田市西中 5-3	(0558) 23 - 1717
ほ う か ご と う 放課後等デイサービス わたもこ かぶ ら い ふ す ま い る 〔（株）Life Smile〕	〒415-0036 し も だ し に し ほ ん ご う い っ ち ょ う め 下田市西本郷一丁目 10-6-2	(0558) 36 - 3678
き っ ず わたもこ Kids かぶ ら い ふ す ま い る き っ ず 〔（株）Life Smile kids〕	〒415-0036 し も だ し に し ほ ん ご う に ち ょ う め 下田市西本郷二丁目 21-11	(090) 7691 - 3068
たんぽぽ ふく い ず かい 〔（福）伊豆つくし会〕	〒413-0715 し も だ し う ど が ね 下田市宇土金 64-1	(0558) 28 - 0788

そう だん 相 談	じたく う 自宅サービスを受けたい		で 出 け たい			か よ い た い 通 い た い						と 泊 まり たい		
利用等 の相談	福祉サービス	重度訪問介護	同行 援 護	行動 援 護	移動 支 援	生活 介 護	就労継続 支 援 B	日中一時 支 援	活動 支 援 センター	放課後等 デイサービス	児童発達 支 援	施設入所 支 援	短期入所	グループホーム
● ※児														
●														
	●	●			●									
	●	●			●			●		● ※基				
	● ※基	● ※基			●	●		●				●	●	
					●		●	●						
						●								
						●								
										●				
										●	●			
														●

じ しょうがいじ りようそうだん
※児 … 障害児サービス利用相談

き きじゅんがいう
※基 … 基準該当

●南伊豆町 事業所一覧

じぎょうしよめい 事業所名	じゅうしよ 住所	でんわばんごう 電話番号
こだま ふく みなみいずふくしかい 〔（福）南伊豆福祉会〕	〒415-0312 かもぐんみなみいずちよういるま 賀茂郡南伊豆町入間 4-7	(0558) 62 - 1970
みなみいずちいきせいかつしえん 南伊豆地域生活支援センターふれあい い しんごかい 〔（医）辰五会〕	〒415-0151 かもぐんみなみいずちようあおいち 賀茂郡南伊豆町青市 868-2	(0558) 62 - 2911
さしだ希望の里 ふく みなみいずふくしかい 〔（福）南伊豆福祉会〕	〒415-0312 かもぐんみなみいずちよういるま 賀茂郡南伊豆町入間 9-2	(0558) 62 - 1918
あしたば作業所 とくひ さぎょうじよ 〔（特非）あしたば作業所〕	〒415-0312 かもぐんみなみいずちよういるま 賀茂郡南伊豆町入間 6-1	(0558) 62 - 5120
おっけいデイサービス とくひ ふうら 〔（特非）風楽〕	〒415-0303 かもぐんみなみいずちようしもがも 賀茂郡南伊豆町下賀茂 462-10	(0558) 62 - 0855
なんぷう館 ふく みなみいずふくしかい 〔（福）南伊豆福祉会〕	〒415-0312 かもぐんみなみいずちよういるま 賀茂郡南伊豆町入間 9-2	(0558) 62 - 2570
ゆうすげ ふく みなみいずふくしかい 〔（福）南伊豆福祉会〕	〒415-0314 かもぐんみなみいずちようちやうがの 賀茂郡南伊豆町蝶ヶ野 248-1	(0558) 62 - 5050

●西伊豆町 事業所一覧

じぎょうしよめい 事業所名	じゅうしよ 住所	でんわばんごう 電話番号
ワークショップ マナ ふく じゅうじ その 〔（福）十字の園〕	〒410-3515 かもぐんにしいずちようたご 賀茂郡西伊豆町田子 965-1	(0558) 53 - 0123

そうだん 相 談	じたく う 自宅サービスを受けたい		で 出 かけたい			か よ 通 い た い						と 泊 まりたい		
	福 祉 ふくし サ ー ビ ス 利 用 り 等 の 相 談 そうだん	居 宅 きやたく 介 護 かいご	重 度 じゅうど 訪 問 ほうもん 介 護 かいご	同 行 どうこう 援 護 えんご	行 動 こうどう 援 護 えんご	移 動 いどう 支 援 しえん	生 活 せいかつ 介 護 かいご	就 労 じゅうらう 継 続 けいぞく 支 援 しえん B	日 中 にっちゅう 一 時 いちじ 支 援 しえん	活 動 かつどう 支 援 しえん	放 課 ほうか 後 等 ごとう	児 童 じどう 発 達 ぱつたつ 支 援 しえん	施 設 しせつ 入 所 入しよ 支 援 しえん	グ ル ー プ ホ ー ム た ん きに ゆ う しよ
●														
●										●				
							●						●	●
								●						
							●	●	●					
														●
													●	●

そうだん 相 談	じたく う 自宅サービスを受けたい		で 出 かけたい			か よ 通 い た い						と 泊 まりたい		
	福 祉 ふくし サ ー ビ ス 利 用 り 等 の 相 談 そうだん	居 宅 きやたく 介 護 かいご	重 度 じゅうど 訪 問 ほうもん 介 護 かいご	同 行 どうこう 援 護 えんご	行 動 こうどう 援 護 えんご	移 動 いどう 支 援 しえん	生 活 せいかつ 介 護 かいご	就 労 じゅうらう 継 続 けいぞく 支 援 しえん B	日 中 にっちゅう 一 時 いちじ 支 援 しえん	活 動 かつどう 支 援 しえん	放 課 ほうか 後 等 ごとう	児 童 じどう 発 達 ぱつたつ 支 援 しえん	施 設 しせつ 入 所 入しよ 支 援 しえん	グ ル ー プ ホ ー ム た ん きに ゆ う しよ
								●						

●松崎町 事業所一覧

じぎようしよめい 事業所名	じゅうしよ 住所	でんわばんごう 電話番号
そうだんしえんじぎようしよ 相談支援事業所オリブ ふく じゅうじ その 〔（福）十字の園〕	〒410-3624 かもぐんまつぎきちようえな 賀茂郡松崎町江奈 157	(0558) 43 - 3133
ホームヘルパーステーション オリブ ふく じゅうじ その 〔（福）十字の園〕	〒410-3624 かもぐんまつぎきちようえな 賀茂郡松崎町江奈 157	(0558) 43 - 3131
オリブ ふく じゅうじ その 〔（福）十字の園〕	〒410-3624 かもぐんまつぎきちようえな 賀茂郡松崎町江奈 157	(0558) 43 - 3131

●東伊豆町 事業所一覧

じぎようしよめい 事業所名	じゅうしよ 住所	でんわばんごう 電話番号
ひがしいず 東伊豆ワークセンター ふく い ず かい 〔（福）伊豆つくし会〕	〒413-0302 かもぐんひがしいずちようならもと 賀茂郡東伊豆町奈良本 1366-78	(0557) 52 - 6817
こすもす ふく い ず かい 〔（福）伊豆つくし会〕	〒413-0302 かもぐんひがしいずちようならもと 賀茂郡東伊豆町奈良本 1366-28	(0557) 23 - 2180
しゃかいふくし そうごうじぎようしよ 社会福祉総合事業所 おれんじ い しんせいかい 〔（医）心成会〕	〒413-0411 かもぐんひがしいずちよういなとり 賀茂郡東伊豆町稲取 399-4	(0557) 29 - 6727

そうだん 相 談	じたく う 自宅サービスを受けたい		で 出 かけたい			か よ い た い 通 い た い						と 泊 まりたい		
	福 祉 サ ー ビ ス 利 用 等 の 相 談	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	同 行 援 護	行 動 援 護	移 動 支 援	生 活 介 護	就 労 継 続 支 援 B	日 中 一 時 支 援	活 動 支 援 セ ン タ ー	デ イ サ ー ビ ス 放 課 後 等	児 童 発 達 支 援	施 設 入 所 支 援	短 期 入 所	グ ル ー プ ホ ー ム
●														
	●	●	●											
						●						●	●	

そうだん 相 談	じたく う 自宅サービスを受けたい		で 出 かけたい			か よ い た い 通 い た い						と 泊 まりたい		
	福 祉 サ ー ビ ス 利 用 等 の 相 談	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	同 行 援 護	行 動 援 護	移 動 支 援	生 活 介 護	就 労 継 続 支 援 B	日 中 一 時 支 援	活 動 支 援 セ ン タ ー	デ イ サ ー ビ ス 放 課 後 等	児 童 発 達 支 援	施 設 入 所 支 援	短 期 入 所	グ ル ー プ ホ ー ム
						●								
														●
	●	●			●									

しょうがいしゃ 障 害 者 の サ ー ビ ス	な い よ う 内 容
きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じたく にゅうよく はい しょくじ かいじょ おこな 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行う
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど しょうがい つね かいご ひつよう かた じたく にゅうよく はい 重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ・ しょくじ かいじょ がいしゅつじ いどう ほじょ おこな 食事などの介助や外出時の移動の補助を行う
どうこうえんご 同行援護	し かくしょうがい いどう いちじる ごんなん かた がいしゅつ ひつよう じょうほう ていきょう 視覚障害により、移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や いどう えんご おこな 移動の援護などを行う
こうどうえんご 行動援護	ち て きしょうがい せいしんしょうがい こうどう ごんなん つね かいご ひつよう かた 知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な方に、 こうどう ひつよう かいじょ がいしゅつじ いどう ほじょ おこな 行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行う
じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	い し そつう ごんなん つね かいご ひつようせい たか かた 意思疎通が困難で常に介護の必要性がとても高い方に、 きょたくかいご ふくそう ほうかつてき おこな 居宅介護など複数のサービスを包括的に行う
りょうようかいご 療養介護	いりょう ひつよう つね かいご ひつよう かた おも ひる ま びょういん 医療が必要とし、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院などにおいて きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご ていきょう 機能訓練・療養上の管理・看護などを提供する
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう かた しせつ にゅうよく はい しょくじ かいじょ 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ・食事の介助や そうさくてきかつどう きか い ていきょう 創作的活動などの機会を提供する
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	ざいたく しょうがいしゃ かいご かた びょうき ばあい しょうがいしゃ しせつ 在宅の障害者を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に たんきにゅうしょ にゅうよく はい しょくじ かいじょ おこな 短期入所し、入浴・排せつ・食事の介助などを行う
じりつくんれん 自律訓練 きのうくんれん せいかつくんれん (機能訓練・生活訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いってい きかん しんたいきのう 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や せいかつのうりよくこうじょう ひつよう くんれん おこな 生活能力向上のために必要な訓練を行う
しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自律訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いってい きかん じぎょうしょ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、事業所に しゅくはくせいかつ ひつよう くんれん おこな 宿泊生活しながら必要な訓練を行う
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	つうじょう じぎょうしょ はたら かた いってい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び のうりよく こうじょう くんれん おこな 能力の向上のための訓練を行う
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 A型	つうじょう じぎょうしょ はたら ごんなん かた こようけいやく むす かのう 通常の事業所で働くことが困難な方のうち、雇用契約が結べることが可能な かた じっさい しゅうろう せいさんかつどう つう しゅうろう ひつよう ちしき 方に、実際の就労や生産活動を通じて、就労に必要な知識や のうりよく こうじょう くんれん おこな 能力の向上のための訓練を行う
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 B型	つうじょう じぎょうしょ はたら ごんなん かた しゅうろう せいさんかつどう 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労や生産活動などの きか い ていきょう つう しゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう 機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための くんれん おこな 訓練を行う

しょうがいしゃ 障 害 者 の サ ー ビ ス	な い よ う 内 容
しゅうろうていちゃくし えん 就労定着支援	つうじょう じぎょうしょ はたら かた そうだん せいかつ かけい 通常の事業所で働くようになった方に、相談により生活リズム・家計や たいちよう かんり かん かだい はあく かいけつ む きぎょう かんけいき かん 体調の管理などに関する課題を把握し、解決に向けて企業や関係機関と ひつよう れんらくちようせい しどう じよげん し えん おこな 必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行う
じり つせいかつえんじよ 自立生活援助	ぐ はじ かた きょたく ていきてき ほうもん せいかつ ようす かくにん ひとり暮らしを始めた方の居宅を定期的に訪問し、生活の様子を確認し、 ひつよう じよげん いりようき かん れんらくちようせい おこな 必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行う
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	や かん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ そうだん にちじようせいかつじよう えんじよ おこな 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
し せつにゆうしょし えん 施設入所支援	おも や かん し せつ にゆうしょ しょうがいしゃ じ たい にゆうよく はい しょくじ 主に夜間、施設に入所する障害者(児)に対し、入浴・排せつ・食事の かいじよ し えん おこな 介助などの支援を行う
ち い き こうし えん 地域移行支援	しょうがいしゃし えん し せつ せいしんびやういん ち い き せいかつ い こう 障害者支援施設や、精神病院から、地域における生活に移行する じゅうてんてき し えん ひつよう かた たい じゅうきよ かくほ ために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保 ち い き せいかつ い こう そうだん ひつよう し えん おこな などの地域生活に移行するための相談や、必要な支援を行う
ち い きていちゃくし えん 地域定着支援	せいかつ しょうがいしゃ たい つね れんらく たいせい かくほ ひとりで生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、 きんきゅう し えん ひつよう じ たい しょう さい きんきゅうほうもん そうだん 緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの ひつよう し えん おこな 必要な支援を行う

しょうがい じ 障 害 児 の サ ー ビ ス	な い よ う 内 容
じ どうはったつし えん 児童発達支援 いりようがたじ どうはったつし えん 医療型児童発達支援	にちじようせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ 日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への てきおうくんれん し えん ちりよう おこな 適応訓練などの支援または治療を行う
きょたくほうもんがたじ どうはったつし えん 居宅訪問型児童発達支援	きょたくほうもんがたじ どうはったつし えん じ どうはったつし えん 居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援センターなどから しょうがい じ きょたく ほうもん にちじようせいかつ きほんてき どうさ しどう 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、 ちしき ぎのう ふ よ し えん おこな 知識・技能の付与などの支援を行う
ほう か ごとう 放課後等デイサービス	がっこう じゅぎょうしゅうりょうご がっこう きゅうこうび じ どうはったつし えん 学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの し せつ かよ せいかつのうりくこうじよう ひつよう くんれん しゃかい こうりゅう 施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の そくしん し えん おこな 促進の支援を行う
ほ い くしょうほうもんし えん 保育所等訪問支援	じ どうはったつし えん ほ い くしょ ほうもん しょうがい じ たい 児童発達支援センターが保育所などを訪問し、障害児に対して、 しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき し えん おこな 集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
じ どうにゆうしょし えん 児童入所支援	しょうがい じ にゆうしょし せつ して いりようき かん にゆうしょ 障害児入所施設または指定医療機関に入所などをする しょうがい じ たい ほ ご にちじようせいかつ し どう ちしき ぎのう ふ よ 障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識・技能の付与または ちりよう おこな 治療を行う

こう れい しや そう だん まどぐち

高 齢 者 の た め の 相 談 窓 口

※ 受付時間：原則 月～金（祝日除く） 8：30～17：15

しもだしやくしよ
下田市役所

しもだしひがしほんごういっちょうめ
下田市東本郷一丁目 5-18

しみんほけんか 市民保健課	かいごほけんがかり 介護保険係	22-2077
しみんほけんか 市民保健課	けんこうがかり 健康づくり係	22-2217
ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター		36-4146
ふくしじむしょ 福祉事務所	しゃかいふくしがかり 社会福祉係	22-2216

しもだししゃかいふくしきょうぎかい
下田市社会福祉協議会

しもだしよんちょうめ
下田市四丁目 1-1

2 2 - 3 2 9 4

れいわ　ねん　がつげんざい
(令和5年4月現在)

しょうがいしゃ そうだんまどぐち

障害者のための相談窓口

※ 受付時間：原則 月～金（祝日除く） 8：30～17：15

しもだしふくしじむしょ しょうがいふくしがかり
下田市福祉事務所 障害福祉係

しもだしひがほんごういっちょうめ
下田市東本郷一丁目 5-18 22-2216

しもだししょうがいしゃぎゃくたいほうし
下田市障害者虐待防止センター

下田市東本郷一丁目5-18 22-2216

しずおかけん か も けんこうふくし
静岡県賀茂健康福祉センター

しもだしなか
下田市中 5 3 1 - 1 2 4 - 2 0 5 6

しもだししゃかいふくしきょうぎかい
下田市社会福祉協議会

し も だ し ょんちやうめ
下田市四丁目 1-1 22-3294

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん
障害者就業・生活支援センター わ

下田市東本郷一丁目7-21 22-5715

しょうがいしゃ そうごうそうだんまどぐち
障害者のための総合相談窓口

ちいきせいかつしえん
地域生活支援センター すまいる

しもだし かぞうの
下田市加増野 3 7 5 - 1 2 8 - 0 1 0 6

みなみいずちいきせいかつしえん
南伊豆地域生活支援センター ふれあい

か も ぐ ん み な み い す ち ょ う あ お い ち
賀茂郡南伊豆町青市 8 6 8 - 2 6 2 - 2 9 1 1

ちいきせいかつしえんきよてん
地域生活支援拠点

か も ぐ ん ま つ ぎ き ち ょ う え な
賀茂郡松崎町江奈 1 5 7 4 3 - 2 0 5 6

しょうがいしゃそうだんし えんじぎょうしょ
障害者相談支援事業所 オリーブ

(令和5年4月現在)